

返戻金制度について

当社の職業紹介により就職した求職者が、自己都合により退職した場合または、求職者の責めに帰すべき事由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する制度があります。

1. 入社から 1 か月以内に退職した場合は、紹介手数料の 100%の返金
2. 入社から 2 か月以内に退職した場合は、紹介手数料の 70%の返金
3. 入社から 3 か月以内に退職した場合は、紹介手数料の 50%の返金
4. 入社から 4 か月以内に退職した場合は、紹介手数料の 40%の返金
5. 入社から 5 か月以内に退職した場合は、紹介手数料の 30%の返金
6. 入社から 6 か月以内に退職した場合は、紹介手数料の 20%の返金
7. 入社から 6 か月を超えて退職した場合は、紹介手数料の 0%の返金

別途、契約書や覚書等により取決めがある場合は、その内容を優先します。
また以下の項目に一つ以上該当した場合、返金義務を免責させていただきます。

1. 労働条件に係る重大な問題(業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等)により、退職に至った場合
2. 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)により、退職に至った場合
3. 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
4. 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
5. 事務所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
6. 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
7. 当該労働者の退職日より 1 か月以内に退職を証明できる書類、または書面での申入れを当社に提出しなかった場合
8. その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合